



阪神水道企業団公報

令和8年4月15日(水)
第402号

毎月15日発行

目 次

◇条 例◇

○阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇規 則◇

○阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

○通勤手当支給規程等の一部を改正する規程

◇告 示◇

○令和7年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予算

◇条 例◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第1号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第17条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>を超えない範囲内において、別に企業長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>別 表 (別紙1のとおり)</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第17条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において、別に企業長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>別 表 (別紙2のとおり)</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 別表を別紙2に記載する別表から別紙1に記載する別表に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

別 表 (改正案)		別紙 1						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	179,200	190,900	237,500	268,300	282,300	320,600	384,000
	2	180,000	191,600	238,800	269,400	283,800	322,400	386,700
	3	180,800	192,300	240,000	270,700	285,200	324,300	389,300
	4	181,600	193,000	241,200	271,900	286,700	326,100	391,900
	5	182,400	193,800	242,400	273,100	288,200	328,000	394,400
	6	183,200	194,700	243,800	274,400	290,000	329,700	397,000
	7	184,000	195,600	245,100	275,600	291,900	331,300	399,700
	8	184,800	196,500	246,400	276,900	293,700	333,100	402,300
	9	185,600	197,400	247,700	278,100	295,600	334,800	404,900
	10	186,400	198,700	249,000	279,200	297,700	337,300	407,800
	11	187,300	199,900	250,400	280,300	299,700	339,900	410,700
	12	188,200	201,200	251,700	281,300	301,700	342,300	413,600
	13	189,100	202,500	253,000	282,400	303,700	344,700	416,500
	14	190,100	204,500	254,300	283,900	305,100	346,900	419,300
	15	191,100	206,400	255,600	285,300	306,500	349,200	422,100
	16	192,100	208,300	256,900	286,800	307,800	351,400	424,800
	17	193,000	210,300	258,100	288,300	309,100	353,600	427,600
	18	194,100	212,500	259,300	290,100	310,500	356,400	430,200
	19	195,200	214,700	260,500	292,000	311,900	359,100	432,800
	20	196,300	217,000	261,700	293,800	313,400	361,900	435,400
	21	197,400	219,100	262,800	295,700	314,900	364,600	438,000
	22	199,700	221,000	264,200	297,800	316,300	366,600	440,600
	23	202,000	223,000	265,600	299,800	317,800	368,500	443,300
	24	204,300	224,900	267,000	301,800	319,300	370,500	446,000
	25	206,600	226,800	268,400	303,800	320,700	372,500	448,700
	26	208,800	228,100	269,600	305,200	322,600	375,500	451,500
	27	211,200	229,500	270,800	306,600	324,400	378,500	454,300
	28	213,600	230,800	272,000	307,900	326,200	381,600	457,100
	29	216,000	232,100	273,200	309,200	328,100	384,500	459,900
	30	217,800	233,400	274,500	310,600	329,800	387,100	462,200
	31	219,700	234,700	275,800	312,000	331,500	389,700	464,500
	32	221,500	236,000	277,000	313,500	333,200	392,200	466,800
	33	223,300	237,300	278,200	315,000	334,900	394,600	469,100
	34	224,900	238,500	279,300	316,400	337,400	397,300	471,200

35	226,500	239,700	280,400	317,900	340,000	399,900	473,400
36	228,000	240,800	281,400	319,400	342,400	402,500	475,600
37	229,500	241,900	282,500	320,800	344,800	405,000	477,800
38	230,600	243,100	284,000	322,700	347,000	406,900	479,400
39	231,700	244,200	285,400	324,500	349,300	408,800	481,000
40	232,800	245,300	286,900	326,300	351,500	410,700	482,600
41	233,800	246,500	288,400	328,200	353,700	412,700	484,200
42	234,700	247,600	290,200	329,900	355,300	414,400	485,800
43	235,600	248,800	292,100	331,600	356,800	416,000	487,400
44	236,400	250,000	293,900	333,300	358,300	417,600	489,100
45	237,300	251,100	295,800	335,000	359,800	419,200	490,800
46	237,700	251,900	297,000	336,300	361,400	420,900	492,400
47	238,100	252,600	298,100	337,500	363,000	422,600	493,900
48	238,600	253,400	299,200	338,700	364,600	424,400	495,400
49	239,000	254,200	300,300	339,900	366,200	426,000	496,900
50	239,500	255,200	301,400	341,200	367,800	427,000	498,100
51	240,000	256,200	302,400	342,500	369,400	428,000	499,300
52	240,600	257,200	303,500	343,700	371,000	429,000	500,400
53	241,200	258,200	304,700	344,900	372,600	430,000	501,600
54	241,800	259,400	305,900	347,100	373,800	430,900	502,700
55	242,300	260,600	307,000	349,400	375,000	431,800	503,800
56	242,900	261,800	308,100	351,600	376,100	432,700	504,900
57	243,500	262,900	309,300	353,800	377,200	433,700	505,900
58	243,800	264,300	310,700	355,400	378,600	434,600	506,800
59	244,200	265,700	312,100	356,900	380,000	435,500	507,700
60	244,500	267,100	313,600	358,400	381,300	436,300	508,700
61	244,900	268,500	315,100	359,900	382,600	437,100	509,600
62		269,700	316,500	361,500	383,600	437,900	510,400
63		270,900	318,000	363,200	384,600	438,800	511,300
64		272,100	319,500	364,800	385,600	439,700	512,100
65		273,300	320,900	366,500	386,500	440,600	512,900
66		274,100	322,800	368,000	387,400	441,400	513,800
67		274,900	324,600	369,600	388,400	442,300	514,600
68		275,700	326,400	371,200	389,300	443,200	515,400
69		276,400	328,300	372,700	390,200	444,100	516,300
70		276,900	330,000	373,900	391,000	445,000	517,100
71		277,400	331,700	375,100	391,800	445,900	517,800

72	277,800	333,400	376,200	392,600	446,800	518,600
73	278,300	335,100	377,300	393,400	447,600	519,400
74	279,400	336,400	377,900	393,800	448,500	520,100
75	280,500	337,600	378,600	394,100	449,400	520,900
76	281,500	338,800	379,200	394,500	450,300	521,600
77	282,600	340,000	379,900	394,800	451,100	522,300
78	283,300	340,600	380,600	395,800	451,900	523,000
79	284,000	341,200	381,300	396,800	452,800	523,700
80	284,700	341,800	382,000	397,700	453,700	524,400
81	285,400	342,400	382,700	398,600	454,500	525,000
82	286,300	342,700	383,400	399,500	455,400	
83	287,200	343,000	384,100	400,300	456,300	
84	288,100	343,400	384,700	401,100	457,200	
85	288,900	343,700	385,400	401,900	458,100	
86	289,600	344,000	386,100	402,800	458,900	
87	290,300	344,400	386,800	403,700	459,800	
88	291,000	344,700	387,400	404,600	460,600	
89	291,700	345,000	388,000	405,500	461,400	
90	292,900	345,300	388,600	406,300	462,300	
91	294,100	345,700	389,100	407,100	463,200	
92	295,400	346,000	389,700	408,000	464,000	
93	296,700	346,300	390,300	408,800	464,800	
94			390,900	409,600	465,700	
95			391,500	410,400	466,600	
96			392,000	411,200	467,400	
97			392,500	412,000	468,200	
98			393,100	412,500	469,000	
99			393,700	413,000	469,800	
100			394,300	413,400	470,500	
101			394,900	413,800	471,300	
102			395,300	414,300	472,100	
103			395,700	414,700	472,900	
104			396,100	415,200	473,600	
105			396,500	415,600	474,300	
106			396,800	416,100	475,000	
107			397,100	416,600		
108			397,400	417,100		
109			397,700	417,500		

	110				398,100	417,900		
	111				398,500	418,400		
	112				398,900	418,900		
	113				399,300	419,300		
	114				399,700	419,800		
	115				400,100	420,200		
	116				400,500	420,700		
	117				400,800	421,200		
	118				401,100	421,700		
	119				401,400	422,100		
	120				401,700	422,600		
	121				402,000	423,000		
	122				402,300	423,500		
	123				402,600	424,000		
	124				402,900	424,500		
	125				403,200	424,900		
	126				403,500	425,400		
	127				403,800	425,900		
	128				404,100	426,300		
	129				404,400	426,800		
	130				404,700			
	131				405,000			
	132				405,300			
	133				405,600			
	134				405,900			
	135				406,200			
	136				406,500			
	137				406,800			
	138				407,100			
	139				407,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		163,000	199,800	263,400	290,000	301,600	339,200	406,700

別 表 (現行)		別紙 2						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	166,100	177,800	224,800	256,900	270,600	311,200	371,800
	2	166,900	178,500	226,100	258,200	272,300	312,900	374,700
	3	167,700	179,200	227,300	259,600	274,000	314,600	377,500
	4	168,500	179,900	228,500	260,900	275,900	316,400	380,300
	5	169,300	180,700	229,700	262,100	277,500	318,000	383,200
	6	170,100	181,600	231,100	263,300	279,500	319,900	385,800
	7	170,900	182,500	232,500	264,400	281,300	321,800	388,300
	8	171,700	183,400	234,000	265,500	283,400	323,700	390,900
	9	172,500	184,300	235,400	266,500	285,400	325,700	393,400
	10	173,300	185,600	236,800	267,700	287,200	327,800	396,100
	11	174,200	186,800	238,300	268,900	289,000	329,800	398,800
	12	175,100	188,100	239,700	270,100	290,800	331,800	401,700
	13	176,000	189,400	241,100	271,200	292,600	333,900	404,400
	14	177,000	191,400	242,600	272,800	294,300	336,200	407,200
	15	178,000	193,300	244,000	274,400	295,900	338,500	410,000
	16	179,000	195,400	245,500	276,000	297,600	340,900	412,800
	17	179,900	197,400	247,000	277,700	299,400	343,300	415,600
	18	181,000	199,600	248,200	279,600	301,000	345,600	418,200
	19	182,100	201,800	249,400	281,600	302,600	348,000	420,800
	20	183,200	203,900	250,700	283,600	304,200	350,400	423,400
	21	184,300	206,300	251,800	285,600	305,800	352,700	426,000
	22	186,500	208,300	253,200	287,400	307,200	355,100	428,600
	23	188,700	210,300	254,600	289,200	308,600	357,600	431,300
	24	191,000	212,200	256,100	291,000	310,200	360,000	434,000
	25	193,500	214,100	257,500	292,700	311,700	362,400	436,700
	26	195,900	215,400	258,700	294,400	313,500	365,000	439,500
	27	198,400	216,800	260,000	296,100	315,300	367,600	442,300
	28	200,800	218,100	261,200	297,900	317,200	370,200	445,100
	29	203,200	219,400	262,400	299,500	319,100	372,800	447,900
	30	205,000	220,600	263,700	301,100	320,800	375,500	450,200
	31	206,900	221,900	264,900	302,700	322,500	378,100	452,500
	32	208,800	223,300	266,100	304,300	324,300	380,800	454,800
	33	210,600	224,600	267,300	305,900	326,100	383,400	457,100
	34	212,200	225,800	268,400	307,400	328,100	385,900	459,200

35	213,800	227,000	269,500	308,900	330,100	388,400	461,400
36	215,300	228,100	270,600	310,400	332,100	391,000	463,600
37	216,800	229,200	271,700	311,800	334,100	393,500	465,800
38	217,900	230,500	273,200	313,600	336,400	395,400	467,400
39	219,000	231,700	274,700	315,400	338,700	397,300	469,000
40	220,100	233,000	276,300	317,300	341,000	399,200	470,600
41	221,100	234,300	277,900	319,200	343,400	401,200	472,200
42	222,000	235,600	279,900	320,900	345,000	403,000	473,800
43	222,900	236,900	281,900	322,600	346,500	404,800	475,400
44	223,700	238,300	283,800	324,400	348,100	406,500	477,100
45	224,600	239,600	285,800	326,200	349,600	408,200	478,800
46	225,000	240,500	287,000	327,400	350,800	409,800	480,400
47	225,400	241,400	288,200	328,600	352,200	411,400	481,900
48	225,900	242,400	289,300	329,800	353,500	413,000	483,400
49	226,300	243,200	290,500	331,100	354,800	414,500	484,900
50	226,800	244,200	291,700	332,300	356,700	415,500	486,100
51	227,300	245,200	292,900	333,500	358,600	416,500	487,300
52	227,900	246,300	294,100	334,700	360,500	417,500	488,400
53	228,500	247,400	295,400	336,000	362,500	418,500	489,600
54	229,100	248,600	296,600	337,800	363,700	419,400	490,700
55	229,600	249,800	297,800	339,700	364,800	420,300	491,800
56	230,200	251,000	299,000	341,600	365,900	421,200	492,900
57	230,800	252,100	300,200	343,500	367,100	422,200	493,900
58	231,200	253,500	301,600	345,100	368,200	423,100	494,800
59	231,800	254,900	303,100	346,600	369,300	424,000	495,700
60	232,200	256,300	304,600	348,200	370,400	424,800	496,700
61	232,600	257,700	306,200	349,700	371,500	425,600	497,600
62		258,900	307,700	351,300	372,500	426,400	498,400
63		260,100	309,200	353,000	373,500	427,300	499,300
64		261,300	310,700	354,700	374,500	428,200	500,100
65		262,500	312,100	356,400	375,400	429,100	500,900
66		263,400	314,000	357,900	376,300	429,900	501,800
67		264,200	315,800	359,500	377,300	430,800	502,600
68		264,900	317,600	361,100	378,200	431,700	503,400
69		265,600	319,500	362,600	379,100	432,600	504,300
70		266,100	321,200	363,800	379,900	433,500	505,100
71		266,600	322,900	365,000	380,800	434,400	505,800

72	267,000	324,600	366,100	381,600	435,300	506,600
73	267,500	326,300	367,200	382,400	436,100	507,400
74	268,600	327,600	367,800	383,000	437,000	508,100
75	269,700	328,800	368,500	383,500	437,900	508,900
76	270,700	330,000	369,100	384,100	438,800	509,600
77	271,800	331,200	369,800	384,700	439,600	510,300
78	272,500	331,800	370,500	385,400	440,400	511,000
79	273,200	332,400	371,200	386,100	441,300	511,700
80	274,000	333,000	371,900	386,900	442,200	512,400
81	274,600	333,600	372,600	387,600	443,000	513,000
82	275,500	333,900	373,300	388,500	443,900	
83	276,400	334,200	374,000	389,400	444,800	
84	277,300	334,600	374,600	390,300	445,700	
85	278,100	334,900	375,300	391,200	446,600	
86	278,800	335,200	376,000	392,000	447,400	
87	279,500	335,600	376,700	392,800	448,300	
88	280,200	335,900	377,400	393,700	449,100	
89	280,900	336,200	377,900	394,500	449,900	
90	282,100	336,500	378,500	395,300	450,800	
91	283,300	336,900	379,000	396,100	451,700	
92	284,600	337,200	379,600	397,000	452,500	
93	285,900	337,500	380,200	397,800	453,300	
94			380,900	398,600	454,200	
95			381,400	399,400	455,100	
96			381,900	400,200	455,900	
97			382,400	401,000	456,700	
98			382,900	401,500	457,500	
99			383,400	402,000	458,300	
100			384,100	402,400	459,000	
101			384,800	402,800	459,800	
102			385,200	403,300	460,600	
103			385,600	403,700	461,400	
104			386,000	404,200	462,100	
105			386,400	404,600	462,800	
106			386,700	405,100	463,500	
107			387,000	405,600		
108			387,300	406,100		
109			387,600	406,500		

	110				388,000	406,900		
	111				388,400	407,400		
	112				388,800	407,900		
	113				389,200	408,300		
	114				389,600	408,800		
	115				390,000	409,200		
	116				390,400	409,700		
	117				390,700	410,200		
	118				391,000	410,700		
	119				391,300	411,100		
	120				391,600	411,600		
	121				391,900	412,000		
	122				392,200	412,500		
	123				392,500	413,000		
	124				392,800	413,500		
	125				393,100	413,900		
	126				393,400	414,400		
	127				393,700	414,900		
	128				394,000	415,300		
	129				394,300	415,800		
	130				394,600			
	131				394,900			
	132				395,200			
	133				395,500			
	134				395,800			
	135				396,100			
	136				396,400			
	137				396,700			
	138				397,000			
	139				397,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		154,200	191,000	254,600	279,900	290,600	327,700	394,700

◇規則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

阪神水道企業団
 企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第2号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第14条 職員が正規の勤務時間以外の時間、勤務を要しない日又は休日において、その本務に従事しないで、その所属庁において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁内監視等の勤務に服した場合には、日直手当としてその勤務1回につき<u>4,700円</u>を支給する。</p> <p>2 職員が総務部総務課長又は場長若しくは所長（以下「総務課長等」という。）の命によりその本務に従事しないでその所属の庁舎に宿泊して前項の勤務に服した場合には、宿直手当としてその勤務1回につき<u>4,700円</u>を支給する。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、勤務時間が5時間未満の場合は、2,350円を支給する。</u></p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第14条 職員が正規の勤務時間以外の時間、勤務を要しない日又は休日において、その本務に従事しないで、その所属庁において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁内監視等の勤務に服した場合には、日直手当としてその勤務1回につき<u>4,400円</u>を支給する。</p> <p>2 職員が総務部総務課長又は場長若しくは所長（以下「総務課長等」という。）の命によりその本務に従事しないでその所属の庁舎に宿泊して前項の勤務に服した場合には、宿直手当としてその勤務1回につき<u>4,400円</u>を支給する。<u>ただし、執務が行われる時間が、執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日であつて午後0時30分から日直勤務に服するときは、2,200円を支給する。</u></p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第2号

通勤手当支給規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月25日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

通勤手当支給規程等の一部を改正する規程

(通勤手当支給規程の一部改正)

第1条 通勤手当支給規程(昭和44年管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条の2関係)		別表(第3条の2関係)	
交通の用具を使用する距離(片道)	月額	交通の用具を使用する距離(片道)	月額
5キロメートル未満	2,000円	5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,400円	5キロメートル以上10キロメートル未満	4,400円
10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>7,300円</u>	10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>7,100円</u>
15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>10,400円</u>	15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>10,000円</u>
20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>13,500円</u>	20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>12,900円</u>
25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>16,600円</u>	25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>15,800円</u>
30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>19,700円</u>	30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>18,700円</u>
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22,800円</u>	35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>21,600円</u>
40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>25,900円</u>	40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>24,400円</u>
45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>29,100円</u>	45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>26,200円</u>
50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>32,300円</u>	50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>28,000円</u>
55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>35,500円</u>	55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>29,800円</u>
60キロメートル以上	<u>38,700円</u>	60キロメートル以上	<u>31,600円</u>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

第2条 通勤手当支給規程(昭和44年管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 「駐車場等」とは、交通の用具の駐車のための施設で、次のアからウまでに掲げるいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 勤務場所の周辺又は通勤経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。</u></p> <p><u>イ 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。</u></p> <p><u>ウ その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと。</u></p> <p>(通勤手当の月額)</p> <p>第3条の2 省略</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>2 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第9条の2で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(通勤手当の月額)</p> <p>第3条の2 省略</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

<p>(届出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 職員が住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合には、前項の例によつて届け出なければならない。第3条に掲げる職員でなくなつたときも同様とする。</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第5条 企業長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る<u>事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)(以下「定期券」という。)</u>の提示又は第2条第6号に定める<u>駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が第3条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p><u>(駐車場等に係る通勤手当の額)</u></p> <p>第9条の2 <u>駐車場等に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。</u></p> <p>(1) <u>1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u></p> <p>ア <u>月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額</u></p> <p>イ <u>駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 職員が住居、通勤経路若しくは<u>通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があつた場合には、前項の例によつて届け出なければならない。第3条に掲げる職員でなくなつたときも同様とする。</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第5条 企業長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出にかか<u>る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)</u>の提示を求める等の方法により確認し、その者が第3条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p>
--	--

限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 企業長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

別表(第3条の2関係)

交通の用具を使用する距離(片道)	月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,400円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

別表(第3条の2関係)

交通の用具を使用する距離(片道)	月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,400円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上	38,700円

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 第1条による改正前の通勤手当支給規程に基づいて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払われた通勤手当は、改正後の通勤手当支給規程による通勤手当の内払いとする。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第5号

令和8年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和7年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年3月25日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

予算第1号

令和7年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 令和7年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	〔 補正予定額 〕		(計)
		△	減	
		支 出		
第1款 水道事業費用	19,849,255千円	△237,869千円		19,611,386千円
第1項 営業費用	18,920,145千円	△237,869千円		18,682,276千円

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,738,944千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,086,712千円、減債積立金2,506,223千円及び損益勘定留保資金8,146,009千円で補てんするものとする。」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) △ 減	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	10,241,523千円	△1,154,887千円	9,086,636千円
第1項 企業債	8,585,000千円	△1,012,000千円	7,573,000千円
第3項 国庫補助金	1,148,042千円	△ 142,887千円	1,005,155千円
	支 出		
第1款 資本的支出	21,981,362千円	△1,155,782千円	20,825,580千円
第1項 建設改良費	17,885,701千円	△1,155,782千円	16,729,919千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為のうち、設備整備事業を次のとおりに改める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
設備整備事業	令和7年度から令和10年度まで	9,960,489

第5条 予算第6条に定めた企業債中
「(2) 限度額8,460,000千円」を「(2) 限度額7,448,000千円」に改める。

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費中
「(1) 職員給与費2,384,294千円」を「(1) 職員給与費2,491,759千円」に改める。

阪神水道企業団告示第6号

令和8年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和8年3月25日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

予算第2号

令 和 8 年 度
阪神水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(給水市名)	(1日平均給水量)	(分賦基本水量)	(給水量)
神戸市	439,945 m ³	160,579,925 m ³	157,430,090 m ³
尼崎市	160,245 m ³	58,489,425 m ³	43,404,142 m ³
西宮市	129,909 m ³	47,416,785 m ³	45,261,825 m ³
芦屋市	28,423 m ³	10,374,395 m ³	9,197,410 m ³
宝塚市	21,000 m ³	7,665,000 m ³	7,665,000 m ³
明石市	10,080 m ³	3,679,200 m ³	3,679,200 m ³
計	789,602 m ³	288,204,730 m ³	266,637,667 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		22,070,085 千円
第1項 営業収益		20,377,652 千円
第2項 営業外収益		1,692,432 千円
第3項 特別利益		1 千円
支 出		
第1款 水道事業費用		19,312,635 千円
第1項 営業費用		18,605,698 千円
第2項 営業外費用		701,932 千円
第3項 特別損失		5 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,878,403千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,598,098千円、損益勘定留保資金12,221,191千円及び繰越利益剰余金処分額1,059,114千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	6,549,220 千円
第1項	企業債	6,396,000 千円
第2項	出資金	15,884 千円
第3項	国庫補助金	137,333 千円
第4項	固定資産売却代金	1 千円
第5項	工事負担金	1 千円
第6項	その他資本収入	1 千円

支 出		
第1款	資本的支出	21,427,623 千円
第1項	建設改良費	18,138,605 千円
第2項	企業債償還金	3,202,916 千円
第3項	水利負担金	45,383 千円
第4項	国庫補助金返還金	40,719 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
施設維持管理事業	令和8年度から令和9年度まで	1,799,424
建設改良事業	令和8年度から令和14年度まで	33,907,577

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業費充当のため	6,534,000 千円	国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。	年6.0% 以 内	借入れの翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更があるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,489,524千円

(2) 交際費 187千円

(構成団体からの補助金)

第10条 水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、14,853千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち1,059,114千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,207,115千円と定める。